

平成27年第2回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年2月25日(水)
午前9時30分 から 午前10時37分
2. 開催場所 苓北町保健センター 研修室
3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)
7番 山本政人
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第77号 非農地判断について
 - 日程第5. 議案第78号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について
 - 日程第6. 議案第79号 苓北町農地台帳点検等実施規程の制定について
 - 日程第7. 議案第80号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第8. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 みなさん、おはようございます。17日の農業委員全体研修会に参加されました方は大変お疲れ様でした。それでは定刻になりましたので、只今から平成27年第2回の農業委員会総会を開会致します。まずはじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。
先般の県農業会議主催の研修会には多数出席いただき誠にありがとうございました。農業委員会の規制改革が国会で議論されておりますが3月の国会で骨子が固まるんではないかと思えます。その後私たちとしても検討していかなければならないと考えております。
それから苓北町の非農地調査にもご協力ありがとうございました。事務局と相談しながら今後のことも考慮して参りたいと考えております。本日はよろしくお願い致します。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は7番山本政人委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長をお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、9番の福山委員さんと10番の小野委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名致します。

議 長 それでは、日程第2.議案第75号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2・議案第75号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回2件の申請がございます。まず整理番号1ですが3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町志岐の畑1筆3.04㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は経営規模を拡大するためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

続きまして整理番号2ですが、7ページをお開き下さい。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。土地の明細は8ページに記載しております。また申請地は9ページから17ページに図示しております。申請物件の表示は8ページに記載のとおり苓北町都呂々の田3筆1,517㎡、畑10筆15,503㎡、合計13筆17,020㎡です。権利の種類は親子間の贈与による所有権移転で申請理由は父親が高齢かつ病弱により耕作困難なため子供に贈与するものです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただき

ましたが、案件が2件ございますので1件ずつ処理して参ります。
まず、整理番号1の案件につきましてご意見のある方は挙手をお願いをいたします。

4 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

4 番 面積が一坪近くに満たないということで、どういう場所かなと本人さんの立ち会いの下に確認しました。譲受人はお父さんがポンカンを作っておられましてその道路として売買をしておられたようでございます。それを正式に登録するというので今回の申請でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 はい、只今担当委員さんからご意見をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。
ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第75号整理番号1は原案どおり許可することに致します。続きまして整理番号2につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

1 1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番 申請者の地区を担当しておりますので先日譲受人とお話をしまして状況をお聞きしました。譲渡人と譲受人は親子で現在は同居されておられます。譲渡人は高齢で病氣療養されており農作業が困難と

なられましたので、8年程前から譲受人が農作業全般を中心となつてされているそうです。譲受人は農業関係の団体に勤めておられますけれども休日などは果樹園の収穫などをされたりと農作業を実際にされておられまして、現在も維持管理していきたいと申されておられました。よろしくご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご意見をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません)の声あり

議 長 はい、無いようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第75号整理番号2は原案どおり許可することに致します。

続きまして日程第3議案第76号農地法第4条の規定による許可申請について上程致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、日程第3、議案第76号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。19ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北町志岐の畑1筆1,139㎡です。転用の目的は太陽光発電機器設置のためです。転用しようとする理由の詳細は、申請地は現在まで遊休農地として所有してきたが、将来的に耕作する見込みがないため、今後の土地管理及び近隣農地への影響等から、太陽光発電機器を設置したいと考えた次第である。というものです。場所及び資料につきましては20ページから23ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区

域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

10 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

10 番 この申請地につきまして、23日に見に行ったんですけど本人とは会えなかったんですけど隣は、グリーンピース、玉ねぎ等植えてあったんですけど、申請地につきましては一部ジャガイモを植えてありましたが、ここは耕作者さんとも話が付いているとのことです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。ございませんか。

(はい。の声あり)

議 長 無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第76号は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付致します。続きまして日程第4議案第77号非農地判断について上程致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、日程第4議案第77号非農地判断についてご説明致します。今回都呂々地区、富岡地区の2地区につきまして非農地調査を行っております。まず、都呂々地区ですが24ページをお開き下さい。この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否

かの判断について審議していただくものです。平成27年2月12日農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、山下委員、塚田委員の2名、事務局2名で現地の調査を致しました。調査しました農地につきましては、議案書の25ページから28ページに記載をしております。苓北町都呂々の農地79筆です。位置図、字図につきましては29ページから35ページに図示しております。調査の結果につきましては、36ページ37ページに記載をしております。引き続き富岡地区につきましては平成27年2月13日農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、岡村会長、春本委員の2名、事務局2名で現地の調査を致しました。調査しました農地につきましては、議案書の38ページから41ページに記載しております。苓北町富岡の農地96筆です。位置図、字図につきましては42ページから45ページに図示しております。調査の結果につきましては、46ページから48ページに記載をしております。この農地につきましては農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。対象農地につきましては都呂々地区は農業振興地域の農用地区域外と農用地区域内の農地でございます。富岡地区につきましては農用地区域外の農地でございます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準により現況調査は農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回都呂々地区と富岡地区の2地区実施されております。まず、都呂々地区より担当委員さんよりご説明をお願いします。

11番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

11番 都呂々地区の現況調査の内容についてです。2月12日午後より山下委員さんと私、それと事務局から坂本さん田尻さんの4名で調査を行いました。まず現地は急傾斜地で機械なんか殆ど入らないような土地でしたけれども、一部作業道があって萱などの雑草は生えているんですけど雑木など比較的少なく石も少ないために農地と判断出来る場所がありました。まず37ページの意見ですけれど

も、当該地につきましては、以前果樹園や野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年にわたり耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃しております。現状からは作業道がなかったり、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われる、基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、一部を除き農地とはみなさないことと一致しました。

まず、5、9、13、20、21、52、74の7筆については現在も耕作されておりますため「農地」と判断した。また、11、12、33、36～39、59の8筆については現在は耕作放棄地となっておりますが人力や農業用機械で解消することが可能であると思われるため「農地」と判断しました。なお、16、48、62については過去に転用許可を受けずに植林が行われた事が判明したため追認案件として今後転用申請をしていただくよう指導することとし、今回の調査の判断対象外としました。以上の観点から1～4、6～8、10、14～15、17～19、22～32、34～35、40～47、49～51、53～58、60～61、63～73、75～79の61筆の土地については「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し調査を終了いたしました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから事務手続き第3の1により一部の農地を除きその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難である事から農地の該当しない旨のご意見がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか

(ありません)の声あり

議 長 無いようでございますので79筆中61筆につきましては農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので61

筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。続きまして富岡地区の担当委員さんからご説明をお願い致します。

13番 はい。

議長 はい、どうぞ。

13番 2月13日8時45分に集合致しまして11時半まで富岡の字丸山及び権現山地区の現況調査を岡村会長、事務局より坂本氏、田尻氏と私4人で行いました。当該地につきましては、以前果樹園や野菜畑として利用されていた農地であります。長年にわたり耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃していました。現状からは作業道がなかったり、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われ、基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、一部を除き農地としてみなさないということで一致しました。まず13、20、29、37～38、42、71～72、82、89、93～95の13筆については現在も耕作されていたり、果樹が植えられ管理されているため「農地」と判断しました。また、5、8、80、88の4筆については現在は耕作されていないが、耕作しようすれば可能な状態であるため「農地」と判断致しました。なお、81については現況は墓地であるが過去に転用許可がなされているか定かではないため所有者に聞き取りを行い、許可を受けていない場合追認案件として転用許可申請をしていただくよう指導することとし、今回調査の対象外としました。以上の観点から1～4、6～7、9～12、14～19、21～28、30～36、39～41、43～70、73～81、83～88、90～92、96の78筆の土地については「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し調査を終了しました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから事務手続き第3の1により一部の農地を除きその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難である事から農地の該当しない旨のご意見がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか

(はい)の声あり

議 長 無いようでございますので96筆中78筆につきましては農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので78筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。続きまして日程第5議案第78号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について上程致します。事務局より説明をお願いを致します。

事務局 はい、日程第5議案第78号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてご説明致します。議案書の49ページをお開き下さい。この別段面積につきましては農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則17条第1項、第2項に基づき定められた苓北町における別段面積について毎年面積を設定または修正することが必要であるか検討することとなっております。この件につきましては、本年2月2日開催されました天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議に於きまして検討をいたしております。

農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積(別段面積)40アールの変更は行わない。理由としては天草管内の各市町においても中山間地であり現行の40アールから変更は行わないため。同規則17条の2項の適用についても、方針として現行の40アールから変更は行わない。以上でございます

議 長 はい、只今事務局から下限面積につきましてご説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。今説明がございましたように2月2日天草地区の農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして検討をしたわけでございますが天草市、上天草市、苓北町共に下限面積は40アールとして変更はしないというような事に決定致しました。皆様方からのご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

下限面積40アールということで承諾いただけますか。

(はい。)の声あり

議 長 承諾いただける方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。続きまして日程第6議案第79号苓北町農地台帳点検等実施規程の制定について上程致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、日程第6議案第79号苓北町農地台帳点検等実施規程の制定についてご説明致します。農地台帳につきましては平成26年4月に施行された改正農地法により農業委員会が一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を作成し公表することとされました。実施は27年4月1日からとなっております。そのためには規程等を制定する必要があります。内容につきましては田尻から読み上げてご提案致します。

それでは51ページの議案書を読み上げていきたいと思いますが、議案書の中に一枚別にはさみ込んでおりますが、農地台帳の公表事項についてということで今説明がありましたとおり、改正農地法によりまして農地台帳が公表するということになりました。公表する内容につきましてはこの表にありますとおりインターネットを通じて公表する事項、窓口での書面閲覧という形の公表となりますが、それぞれ公表する事項が違いますので、この表をご覧いただければと思います。農地の所在、地番、地目及び面積、賃借権等の種類・存続期間、耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付に関する所有者の意向、農振法・都市計画法等の区域区分、機構が借りている農地かどうかについてはどちらも公表することになっておりますが、農地の所在、地番等は公表しますが農地の所有者とか耕作者の個人情報には公表されないことになっております。その下の所有者の氏名・名称、賃借人の氏名・名称、耕作者の氏名・名称は窓口での署名閲覧があったときのみ公表することになっております。表の右端は農業委員会から農地中間管理機構への情報提供ということでより詳しい個人情報を提供することになっております

が、いつでも見れる情報としてはインターネットでの公表で個人情報を含まない土地の情報ということになります。それでは51ページから読み上げていきたいと思います。

苓北町農地台帳点検等実施規程（案）平成27年4月1日苓北町農業委員会（目的）

第1条 この規程は、苓北町農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法、農地法施行令および農地法施行規則に定めるもののほか、その記録内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）および記載内容の公表等（以下「公表等」という。）に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本町の農業振興に資することを目的とする。

（点検等の対象となる事項）

第2条 農地台帳の点検等は、「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について」1の（1）及び（2）に示された記録事項について、本委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

（定期的な点検等の実施等）

第3条 本委員会は、毎年、農業委員会選挙人名簿の調製の時期と並行して、1月から3月までの間に農地台帳の点検等を実施するものとする。

2 前項の点検等は、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査の際に、全農家を対象として農地台帳の筆別情報および世帯情報を記した調査表の配布および回収を行うことで実施する。

3 農地台帳の記録事項のうち、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査によっては情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。

4 農地台帳の記録のうち、農地法第30条に基づく農地の利用状況調査、農地法第32・33条に基づく利用意向調査、遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査および利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

（随時補正の実施）

第4条 第3条による点検等及び前条による照合のほか、農業委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反

映するものとする。

(点検等の実施管理)

第5条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長を充てるものとする。

(記載内容の公表等)

第6条 農地台帳および農地に関する地図の公表は、農地法52条の3に基づき、「インターネットによる公表」、「農業委員会による窓口公表等」により実施する。

(インターネットによる公表)

第7条 農地台帳および農地に関する地図におけるインターネットでの公表は、農地情報公開システムにおいて実施する。農業委員会は、全国農業会議所により定められた時期において、農地台帳のインターネットで公表する記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供する。

(窓口での公表等)

第8条 農地台帳および農地に関する地図の窓口での公表等は、これらの情報の閲覧・提供を希望する者(以下「請求者」という。)からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の全部または一部を記載した書面(以下「農地台帳記録事項要約書」という。)の写しを閲覧および交付することにより実施する。

(農地台帳記録事項要約書の交付および農地台帳の閲覧の請求情報等) 第9条 請求者は、農地台帳および農地に関する地図の情報の閲覧・提供を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報(以下「請求情報」という。)を提供しなければならない。

一 請求人の氏名または名称、住所、二 請求する農地の所在・地番、三 交付の請求をする場合にあつては、請求に係る書面の通数(請求の方法等)

第10条 請求者は、別記第1号様式により請求情報を記載した書面(以下「請求書」という。)を農業委員会に提出する方法によりしなければならない。

(農地台帳記録事項要約書の作成)

第11条 農地台帳記録事項要約書は、別記第2号様式により作成するものとする。

(閲覧の方法)

第12条 農地台帳の閲覧は、農業委員会職員の面前でさせるものと

する。

(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第13条 農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機構(以下「機構」という。)に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 機構への情報提供の方法等については、機構と協議して定めることとする。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

以上の規程を制定し公告を行う事となりますが農業委員会において承認をお願い致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。昨年4月農地法が改正され農地台帳の公表が本年4月より実施されるとのことで、公表をするための規程の制定ということでございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません)の声あり。

議 長 ご意見が無いようでございますのでこの件につきまして承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、苓北町農地台帳点検等実施規程については原案どおり承認することと致します。続きまして日程第7議案第80号農用地利用集積計画の認定について上程致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、日程第7議案第80号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。56ページをお開き下さい。

新規設定で4件ございます。利用権の設定を受ける者は議案記載の苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜作付です。期間は6年10月です。57ページをお開き下さい。新規設定で5件ございます。利用権の設定を受ける者は議案記載の

苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稲作付と野菜作付です。期間は10年10月です。58ページをお開き下さい。新規設定の続きですが5件ございます。設定を受ける者は4件が苓北町農業協同組合で、1件が熊本県農業公社です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。10番と11番は期間賃借権が含まれております。利用内容は水稲作付と野菜作付です。期間は10年と10年10月です。続きまして転貸でございます。59ページから61ページまで期間毎に記載をしております。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局から新規設定、転貸につきまして説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ございませんか、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

事務局 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認することと致します。議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 その他事項について報告
1、平成27年度農業労働賃金の(基準額)について

次回農業委員会総会予定
平成27年3月25日(水)午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成27年第2回総会を閉会いたします。

閉会午前10時37分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____